

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本気であそぶ子応援団
- 三 代表者の氏名
塩野谷 延夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市大字下奥富八百五十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもたちがたくましく生きていく力を育んでいけるよう、五感を働かせ本気であそぶことのできる公園、「自分の責任で自由に遊ぶ」を理念とする『冒険遊び場プレーパーク』をつくり、地域の人たちや行政と協働して、元気な子どもの声にあふれる地域社会の形成に寄与することを目的とする。